

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

（個別項目）

○企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援、取引先のテレワーク導入支援等）

・引越業務、付帯サービス、資材の取引など、関係するすべての事業者との協力体制を強化し、持続可能な関係の構築を推進します。

・業務効率化、品質向上、環境配慮などの取組みを、パートナー企業と共に進め、共に価値を創出します。

○グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達等）

・梱包資材の再利用や環境に配慮した資材の活用など、環境負荷の低減に向けた取組みをパートナー企業と協働して推進します。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他（任意記載）

・【共に成長できる関係づくり】

定期的な意見交換や業務改善提案の機会を設け、パートナー企業の声を積極的に反映し、より良い関係を築きます。

・【働きやすさ・安全性の共有】

労働環境や安全衛生に配慮した取組み（安全研修・労働時間管理等）をパートナーと共に推進します。

2026年8月25日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

アート引越センター株式会社	代表取締役 社長 寺田 政登
企 業 名	役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。